番号	ご意見の内容	市の考え方
1	全体的に同意義で異なる表現が見られま	表現の重複や統一については、再度全体
	す。統一性を持たせるため、表記の整理が	を確認します。
	必要と考えます。また、記述や表現が重複	
	しているものが見られますので修正してくだ	
	さい。	
	例えば、次の通りです。	
	・P76:「課題を抽出し」と「課題を洗い出し」	
	・P229:「一階上段の間」が重複	
	・P236下から6行目:「…来訪者が訪れてい	
	るため…」は言葉が重複しているので「…来	
	訪者がいるため…」と修正	
	・P237の1(3)ア:「来訪者の増加と城郭全体	
	の公開範囲の拡大…」という文言が重複	
	P256 の上から 13 行目:「…公益財団法人	
	白帝文庫…」を「…公益財団法人犬山城白	
	帝文庫…」に修正	
2	黒門跡の礎石について(P39、P42、P228)	「2箇所」に統一します。
	顕在化している礎石の記述に不整合があり	
	ますので、整合をとってください。	
	例えば、P39 下から 3 行目では「1箇所」、	
	P42 表 2.6 では「2」、P228(イ)では「2箇所」	
	となっています。	
3	松の丸門跡の礎石について(P42 表 2.6、	松の丸門跡に限らず、礎石の調査につい
	P228(2)ア(1))	ては、「P129 4(1)ウ(イ)礎石」、「P237 1(2)
	顕在化している礎石が1(または1箇所)とな	イ礎石・地下遺構等」、「P248 1(2)イ礎
	っていますが、その東側にも礎石と思われ	石」、「P249 2(1)イ礎石・地下遺構等」に
	る石が見えています。調査について記載してながれ	記載しています。
4	てください。	
4	史跡犬山城跡に関する諸要素の体系(P66	「P65 1(1)史跡犬山城跡の本質的価値」
	上から6行目)	の「・」で列記した部分になります。 これごれ「ア」「イ」「ウ」と、 P66 とから
	「…先に述べた(1)から(3)の本質的価値を …」がどこを提去のかが不明です。P65(1)の	それぞれ「ア」、「イ」、「ウ」とし、P66 上から 6行日についてた「…生に述べたアからウ
	…」がどこを指すのかが不明です。P65(1)の 中点3つのことと思いますので、表記を合わ	6行目についても「…先に述べたアからウ の本質的価値を…」とします。
	中点すりのことと思いまりので、表記を合わせてください。	▽ノイヤト貝ロス川川旧で…」としまり。
5	史跡犬山城跡を構成する諸要素の分類	「土塁」を追加します。
J	文跡八田城跡を構成する曜安系の万類 (P67表 2.10のA)	・工業」を足別しより。
	「土塁」も歴史的構造物に含まれると考えま	
	・工生」ひ座入りで担心に占みかると与んま	

	す。A.③歴史的構造物に追記してくださ	
	い。「土木・建築にかかる設計の基本」(国	
	土交通省)には、構造物とは「目的とする機	
	能を持ち、作用に対して抵抗することを意	
	図として人為的に構築されるもの」とされて	
	います。	
6	大綱·基本方針(P77)	「犬山城」は、「国宝犬山城天守」と「史跡」
	「国宝犬山城天守」「国宝天守」「史跡犬山	大山城跡」を含む城郭全体を指す言葉と
	城跡」「城郭」「犬山城」など様々な表現が	して使用しています。
	出てきます。それぞれの用語の定義をしっ	用語の使用方法については、わかりやす
	かりとして表記を使い分けてください。	い表現となるよう再度確認します。
	例えば、「犬山城」というのが天守を指すの	
	か、史跡を指すのか、江戸時代の城郭全体	
	を指すのかなど、わかりにくいです。	
7	保全区域(P80の(1)イ)	歴史的な景観や環境を保全するという観
	この文言では建造物等の新築・増改築など	点から、「原則として国宝犬山城天守及
	が管理もしくは防災上必要な場合とあります	び・・・必要な場合に限る」としています。
	が、P249の2活用のための整備と整合を図	復元整備については、歴史的な景観や環
	るため、復元整備という文言も入れるべきと	境を向上させるものとして、原則に依らず
	考えます。	認められるものと考えます。
8	弓矢櫓に接続する多門櫓について(P81、	『大山城総合調査報告書』では、弓矢櫓
	その他)	の北側に付属する建物を「廊下状の建
	大山城白帝文庫蔵の犬山城修復願雛形絵	物」と呼称し、本丸北東側の七曲門と南東
	図(安永 9 年)をはじめとするいくつかの絵	側の大砲櫓との間に配置された多聞櫓と
	図に、弓矢櫓から北へ延びる多聞櫓が描か	区別しています。
	れています。これについての言及がないた	本計画では、弓矢櫓の北側に付属してい
	め、弓矢櫓とは別に「多聞櫓」と記載すべき	る「廊下状の建物」を弓矢櫓の一部として
	と考えます。	取り扱っており、弓矢櫓と同様に保存・活
	他の城では同様の建物を「多聞櫓」(または	用を図ります。
	多門櫓)と呼んでいることがあります。	
9	樅の丸地区(P94、その他)	曲輪を中心とした地区については、北から
	大山城総合調査報告書によれば、犬山城	順に掲載しています。
	の曲輪には「本丸>杉の丸>桐の丸>樅	
	の丸>松の丸」という階層性があったと記さ	
	れているので、地区の表記の順番もこれに	
	沿った順に表記すべきと考えます。	
	例えば、本丸地区、杉の丸地区、桐の丸地	
	区、樅の丸地区、松の丸地区という順で	
	す。	

	樅の丸の東側、大手道に接している石垣が	諸要素の概要と現状(P115 (8)イ表 4.22)
	植栽で塞がれていて、これも保存管理の課	の「⑥近代以降に付加された石垣・擁壁
	題と考えます。P94、P115 の現状、課題にそ	等」に「階段状石垣が設置されている」旨
	れぞれ文言を追加してください。	を記載します。
11	大手道地区(P115)	大手道の形状の改変については、「P115
	現状として次のことが考えられます。(1)空堀	(8)ウ 大手道地区における保存管理の課
	の南東端の辺りは P116 の図に示されてい	題」に「・杉の丸や松の丸の曲輪形状の改
	るように道が拡幅されています。本来の大	変等に伴い、廃城前の形状と異なってい
	手道の形状とは異なって改変されていま	る。」と記載しています。
	す。(2)大手道の石畳やコンクリートなどの歩	
	道とその脇にある側溝によって緩やかなカ	
	ーブ道になっています。これは本来の枡形	
	や食い違い道の形状を認識する上で大き	
	な障害となってます(本丸の南、岩坂と樅の	
	丸の接する辺り、黒門跡から矢来門跡まで	
	の桝形の辺り)。	
	これらのことも現状と課題として文言を追加	
	してください。	
12	城山外縁地区(P120の(B) ②樹林・樹木)	「・・・視認性が阻害されている場所があ
	「…視認性が阻害される可能性がある」の部	る。」とします。
	分は、視認性はすでに阻害されているので	
	「…視認性が阻害されている」とするべきと	
	考えます。	
13	城山外縁地区(P121のウ、二つ目の・)	「…天守への眺望が阻害されている場所
	「…天守への眺望が阻害される可能性があ	があり、…」とします。
	り、…」の部分は、眺望はすでに阻害されて	
	いるので「…天守への眺望が阻害されてお	
	り、…」とするべきと考えます。	
14	旧名鉄ホテル内の堀跡、丑寅櫓跡につい	本計画の対象範囲は、史跡指定地と追加
	7	指定候補地となっている犬山市福祉会館
	P68 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する	跡地及び大手門まちづくり拠点施設の敷
	諸要素には、犬山城の価値に関連するさま	地です。堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓
	ざまなものが書かれていますが、そのなか	跡については、史跡指定地外であるた
	でも堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓跡は	め、地区区分には加えていません。
	犬山城の東側の外堀の位置を特定する「犬	堀跡(旧名鉄ホテル内)と丑寅櫓跡の調
	山城の価値」そのものです。そして、その遺	査と保存については、「P200 2(1)イ」に含
	構の一部が顕在化しています。その点にお	まれます。
	いて、これらはその他のものとは明らかに異	
	なっています。また、堀跡は現在工事中の	
	新ホテル建設に伴い遺構が埋没または破	

壊される危険性があります。丑寅櫓跡には 樹木が生い茂り、石垣などの遺構を破壊す る恐れと通行する人や車などへ被害を与え る危険性もあります。

令和2年11月10日開催の犬山城保存活用計画策定員会においても、委員より「丑寅櫓跡について追加指定候補でなくても遺構が残っているのであれば調査の上、追加指定候補地に入れてはどうか」との指摘もあります。

これらを鑑みて、この二つについては史跡 指定外の城山外縁地区または史跡指定候 補地として加え、調査と保存を図るべきだと 考えます。その点も記載してください。

15 個別の諸要素の具体的な保存方法(P129 ~133)

あいまいな表現やバラツキがあるものを統一してください。矢印の前を記載された文言、矢印の後を修正案として示します。

- ・石垣の変状が確認される個所については、修復方法の検討を行う。→ 石垣の変状が確認される個所については、計画的な修復を行う。(P129(1)ウ(ア)2 つ目)
- ・計画的に発掘調査を実施し、本質的価値 の把握に努める。→ 計画的に発掘調査を 実施して本質的価値を把握し、保存管理を 行う。(P129(1)ウ(イ)3 つ目)
- ・…景観の保存に努める。→ …景観を保全する。(P129(1)ウ(ウ)4つ目)
- ・…箇所を把握し、修復方法の検討を行う。
- → …箇所を把握する。また、修復方法を 検討し、適切に修復する。(P130(1)エ)
- ・…移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。
- → …移転・撤去等を行う。(P131(2)イ(ウ)3 つ目)
- ・…被覆等の措置を講じる等、景観の保存に努める。→ …被覆等の措置を講じ、景観を保全する。(P131(2)イ(カ)3 つ目)
- ・…移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。
- → …移転・撤去等を行う。(P132(1)4つ

事業の実施にあたっては、土地所有者等 関係者との調整が必要となるため、まずは 関係者と十分に協議したうえで実施に向 けた「検討」を進めることになります。

また、「図る」、「努める」などの表現は、事業の内容や計画期間内での実施の可能性等を考慮して使い分けています。

	目)	
	ロノ ・…機能の拡充を図る。→ …機能を拡充	
	する。(P132(1)6つ目)	
	・…適切な保存を図る。→ …適切に保存	
	する。(P132(2)1つ目) ・…移転・撤去等の取り扱いの検討を行う。	
	→ …移転・撤去等を行う。(P132(2)2つ	
	目) 一般なの性なた図え 一般なる性な	
	・…機能の拡充を図る。→ …機能を拡充	
	する。(P132(2)3つ目)	
	・…適切な保存を図る。→ …適切に保存	
	する。(P132(3)2つ目)	
	・…適切な保存を図る。→ …適切に保存	
	する。(P133(6)1つ目)	
	·····適切な保存を図る。→ ····適切に保存	
	する。(P133(7)1 つ目)	
	・…現状地形の保存に努める。→ …現状	
	地形を適切に保存する。(P133(8)1 つ目)	
	·····適切な保存を図る。→ ····適切に保存	
	する。(P133(9)2 つ目) (佐佐士社の投票な行う) ※回に	
	・…修復方法の検討を行う。→ …適切に 	
	修復する。(P133(9)3 つ目)	
	・…残存状況の把握に努める。→ …残存	
1.0	状況を把握する。(P133(10)1 つ目)	地域の株式に 0) マル 人口の計画で
16	外部の部位の設定と保護方針(P138 表	
	4.34) - 1 (1.34) - 1	は、それぞれ壁面及び屋根の一部と考しまた記念した。ています。
	天守の外部には柱、長押などの軸部、切妻のは、スカルがあれる。	えた設定となっています。
	破風、入母屋破風と木連格子などがありませ、これによがないとっている。	
	す。これらも部位として定めるべきと考えま	
17	す。 部位設定と保護方針(P137、P146~P149、	「図 4.23」で記載した「柵」は、来訪者の誘
17	P153、P154)	導等のため一時的に設置する柵を示すも
	# について、図 4.30(P146)、表 4.40	のであり、基準4とした柵とは別のものを表
	(P147)、図 4.31 (P148)、表 4.41 (P149)、図	しています。建造物本体ではないため、
	4.34(P153)、表 4.44(P154)では基準 4 とな	「図 4.23」から削除します。
	4.34(F155)、& 4.44(F154) (な基準 4 2 な	- Pa 1.401/4 MINDである。
	が、基準4にすべきと考えます。	
18	二階武具の間の部位の設定と保護の方針	「P163 3 天守の修理計画」中の「今後の
10	一門以来が同い同位の政定と休暖の力到 (P153、P154)	修理方針として、基本的に建物が大きくき
	軸部模型は天守の構造を知るうえで重要で	損する前に必要な処置を行う。」を「今後
	世中保生はハリツ神坦で知るノんで里安で	1月 7 日間に必安は発車で17 7。]で「7 夜

すので、基準1にしたことは賛成です。しか の修理方針として、基本的に建物、部材 し、破損している個所があるため修復の必 等が大きくき損する前に必要な処置を行 要があると考えます。その点も記載すべきで う」とします。 す。 四階高欄の間の部位の設定と保護方針 カーペットについては、定期的に取替を 19 行うことを考慮し、基準4としています。 (P158, P159) カーペットは調査結果に基づいて再現され ていると思いますので、基準2または3にす べきと考えます。 樹冠スカイラインについて(P168、P175) 樹幹スカイラインについては、現時点で明 20 樹冠スカイラインの高さの基準が不明確で 確に高さを定めている状況ではなく、遺構 す。眺望や防災の観点から、樹冠スカイライ に影響を及ぼす恐れのある樹木、眺望に ンの高さについて基準を定め、明記するべ 影響を及ぼす恐れのある樹木等の管理を きと考えます。 行っていく中で、全体のバランス等を考慮 して具体的な基準を定める予定です。 上記の考え方に合わせて、「P176 図 4.55 景観に影響を及ぼす恐れのある樹 木群の例」については、「図 4.55 景観に 影響を及ぼす恐れのある樹木群の考え 方・イメージ」として、樹幹スカイライン(白 破線)が仮定の線であることを明示しま す。 21 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木 今回の計画では、内田防災公園、西御殿 跡地区石碑前、木曽川河畔、三光寺山地 (P171) •北側からの眺望にも影響する樹木がありま 区(方位表示・周辺城郭案内板)の4ヶ所 す。写真を追加してください。 に視点場を設定し、視点場からの眺望に ・本丸内やその周辺にも眺望に影響する樹 影響を与える樹木を「眺望に影響を及ぼ 木があると思います。特に七曲門跡近辺や す恐れのある樹木」として抽出しました。 天守南東・南西から見たときに影響している ご指摘のとおり、本丸内やその周辺にも ものです。遠景だけでなく近景も考慮すべ 「眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木」が 植生していますが、石垣の近辺等に植生 きと考えます。 ・樹木の剪定など管理を進めると、いまは樹 している樹木については、管理上、重複し 木で隠れている電柱や電線、看板などが目 てカウントされるのを防ぐため、「遺構に影 立ってくると考えられます。これらは樹木で 響を及ぼす恐れのある樹木」に分類して はないですが眺望に影響を及ぼすものとし います。 て、景観を整えるように一体となって対策す また、案内施設については、「P.253(4)ア べきと考えます。これらについての文言が 案内施設」の2つ目の「・」の文章を「公有 他の章でも見当たらなかったので、追加す 地、民有地を含めて、歴史的景観に配慮 して、案内板等の素材、意匠の統一化を べきと考えます。 東之宮古墳は樹木の適切な管理によって 図る。」とします。

	以前に比べて眺望がよくなりました。東之宮 古墳について広く知ってもらうことにもつな がっている良い例です。城山や三光寺山に	電柱や電線を含むその他の諸施設については、「P.253(4)イ(ア)歴史的景観に配慮した施設整備」の3つ目の「・」の文章を
	ついても同様に手入れの行き届いた、管理された山になることを強く望みます。	「歴史的景観を阻害する要因となっている 諸施設等は、景観に配慮した素材、意匠 等への改修及び植栽等による表面の被 覆等を検討する。」とします。
22	公開活用(P237の1公開活用(1)公開範囲) ・杉の丸地区の公開は賛成です。曲輪の状況も良いと思われるので、本丸と一体での公開活用をすべきと考えます。本丸と杉の丸は接しているのに直接往来ができない「独立した曲輪」の配置と大手道の役割などを理解するうえで、本丸と杉の丸の両方を公開することは大変意義があると考えます。・現在は非公開となっている場所を将来的に公開していく可能性について言及する必要があると考えます。・城山外縁地区などの非公開地区にある遺構の顕在化と公開は賛成です。出来るだけ早く公開すべきと考えます。	非公開となっている場所の公開に対する 考え方については、「P237 1(1) 公開範 囲」に記載しています。
23	公開活用(P237 の 1 公開活用(2)遺構等の公開) ・アの石垣、堀、切岸、土塁等や、イの礎石・地下遺構等のほかに、大手道の連続外枡形などの「空間」も大切な遺構と考えます。そのような「空間」という文言も追記すべきです。	大手道は公開されている範囲に含まれますが、連続枡形を含む縄張りの顕在化は重要であると認識しています。 「P249 2(2)イ縄張り(失われた石垣、堀跡、道跡等)の復元整備」で、石垣、堀、道跡等を縄張りを構成する要素として位置付け、縄張りの復元整備について検討することとしています。
24	整備の方法と進め方(P248 の1保存のための整備(2)アーつ目) 「…修復方法の検討を行う。」は「…修復整備を行う」としてください。	石垣の修復については、全体を調査したうえで計画的に実施することとなります。「P248 1(2)ア」の2つ目の「・」で、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、優先的に修復整備を行う旨記載しています。
25	活用のための整備(P249) ・この項は「検討を行う」という表現が多いです。現状ではまだ調査前の段階で不明な点が多いのでこのような表現になることは理解できますが、検討することが目的ではな	史跡整備は、長期にわたる事業です。未 調査部分も多いことから、本計画の期間 においては、まずは調査を実施し、その結 果を踏まえて整備手法等について検討す ることが重要であると考えます。

	いのではっきりとした表現にすべきです。	
26	入城管理施設の整備と正面外観の改善	天守出入口のテントの改善については、
	(P250, 251)	重要な課題であると認識していますので、
	・天守の出入り口にあるテントの改善は賛成	早期に改善策を検討したいと考えていま
	です。出来るだけ早く改善されることを望み	す。
	ます。	
27	天守の電気設備の更新(P252の最後の行)	「…器具の意匠や設置場所にも十分配慮
	「…器具の意匠にも十分配慮する。」は「…	する。」とします。
	器具の意匠や設置場所にも十分配慮す	
	る。」とすべきと考えます。	
28	史資料について	文化庁発行の『史跡整備のてびき』による
	史跡指定の説明(P12)には、「…公益財団	と「史跡の本質的価値」とは、「史跡指定
	法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群	地内の土地に所在する遺跡が、土地と一
	とあいまって、戦国期から近世にかけての	体となって有するわが国の歴史上又は学
	城郭の変遷を知るうえで重要であり、…(中	術上の価値」となりますので、公益財団法
	略)…重要な城跡である。よって史跡に指	人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料そ
	定し、保護を図るものである。」とあります。	のものは史跡の本質的価値を構成するも
	これによれば犬山城白帝文庫が所蔵する	のには該当しないと考えられます。
	史資料も史跡の本質的価値を構成する重	しかしながら、史跡と史資料双方が城郭の
	要なものと考えられます。これらの保存や活	変遷を知る上で重要なものであることはご
	用についてもこの保存活用計画に含めて計	指摘のとおりです。
	画的に保護・保存・活用すべきと考えます。	「P256 2(2)調査・研究体制の連携強化」
	また、まだどこかに眠っている史資料がある	にも記載しているように、公益財団法人犬
	かもしれないので、それらの収集と保護・保	山城白帝文庫をはじめとする様々な機関
	存も進める必要があり、あわせてこれらを保	と連携を図りながら、史資料を含む調査・
	存・展示する施設も必要と考えます。これら	研究を継続的に実施することが重要と認
	についても保存活用計画の中に記載してく	識しています。
	ださい。	史資料の展示場所の必要性については、
		「P240 4 周辺施設との連携」に記載して
	VT W. Halle a #4/# a Lavi.	います。
29	運営・体制の整備の方法	大山城の保存・活用にあたっては、所有
	•P257 の 2 行目。「…体制の構築を目指	者をはじめ関係機関との連携体制の構築
	す。」とありますが、「…体制を構築する。」と	が重要であると認識しています。
	して連携強化を図るべきです。	名勝木曽川についても同様に考えていま
	・天守や史跡のあるところは名勝の一部でも	す。
	あると思われますが、関係機関との連携に	
	ついても明記してください。	